

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休むとき
かたが
日と
別の
型)

目次

- ◆告示 健康保険法による保険医療機関でなくなったもの
健康保険法による保険医でなくなったもの
- 国民健康保険法による療養取扱機関でなくなったもの
- 国民健康保険法による国民健康保険医でなくなったもの
- 家畜人工授精講習会の開催
- 鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の選挙に係る選挙人名簿の修正
- 河川区域の廃止
- 廃川敷地の生成
- 昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号の一部改正
- ◆選挙告示 選挙管理委員会の招集
- ◆雑報 一時保護を加えた児童の所持していたもの
地方職員共済組合の役員の就任

告示

鳥取県告示第八百四十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ十二の規定により指定を取り消したことに伴い保険医療機関でなくなったものについて、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	指定の取消しの年月日
鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町一	昭和四十六年一月一日
森齒科診療所	鳥取市寿町五〇二	"

鳥取県告示第八百四十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ十三の規定により登録を取り消したことに伴い保険医でなくなったものについて、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登録の取消しの年月日
早瀬 啓	鳥医一〇	昭和四十六年一月一日
森 亮輔	鳥齒二〇三	"

鳥取県告示第八百四十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十八条の規定により申出の受理を取り消したことにより療養取扱機関でなくなつたものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十二月二十五日
鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出受理の取消しの年月日
鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町一	昭和四十六年一月一日
森齒科診療所	“ 寿町五〇二	“

鳥取県告示第八百五十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十九条の規定により登録を取り消したことにより国民健康保険医でなくなつたものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十二月二十五日
鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登録の取消しの年月日
早瀬 啓	鳥国医八	昭和四十六年一月一日
森 亮輔	鳥国歯一九三	“

鳥取県告示第八百五十一号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項第二号の規定による牛及び豚の家畜人工授精講習会を次のとおり開催するので、鳥取県家畜人工授精講習会規程（昭和二十六年十月鳥取県告示第四百七十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十五年十二月二十五日
鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 開催場所 東伯郡関金町大鳥居 鳥取県立農業経営大学校
- 二 開催期間 昭和四十六年一月十八日から一月二十八日まで
- 三 受講手続 鳥取県家畜人工授精講習会規程第六条の受講願書（二部）に同規程同条各号に掲げる書類（各一部）を添えて所轄の家畜保健衛生所へ昭和四十六年一月七日までに提出すること。
- 四 その他
 - 1 講習会終了後に修業試験を実施する。
 - 2 その他詳細については、所轄の家畜保健衛生所に照会すること。

鳥取県告示第八百五十二号

土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第二十一条第四項

の規定により、昭和四十六年一月三十一日執行する鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の選挙に係る選挙人名簿の宅地所有者の一部を次のとおり修正したので、同条同項の規定により公告する。

昭和四十五年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取市松原90	山根英夫	男	大正14年2月8日	を
鳥取市栄町617	山根英夫	男・女	明治44年12月28日	に

改める。

鳥取県告示第八百五十三号

日野川水系に係る指定区間の一級河川法勝寺川について、河川法施行法(昭和三十九年法律第六十八号)第三条の規定により河川法(昭和三十九年法律第六十七号)の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十五年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(図面省略)

鳥取県告示第八百五十四号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。その関係図面は、鳥取県土木部河港課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十五年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 河川 の 名 称 日野川水系法勝寺川
- 二 廃川敷地が生じた年月日 昭和四十五年十二月二十五日
- 三 廃川敷地の位置 西伯郡西伯町大字鴨部字外カマエ一、四七〇番地先から同町同大字古城一、五六八番地先まで
- 四 廃川敷地の面積 五、三二七・三五平方メートル

鳥取県告示第八百五十五号

昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号(鳥取県収納代理金融機関の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十五年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 「株式会社鳥取銀行津山支店 津山市山下 株式会社山陰合同銀行鳥取支店」を「株式会社鳥取銀行津山支店 津山市山下 株式会社山陰合同株式会社鳥取銀行姫路支店 姫路市船丘町 株式会社山陰合同銀行鳥取支店」に改める。
- 銀行鳥取支店
- 銀行鳥取支店

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十八号

昭和四十五年第十二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。
昭和四十五年十二月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一日時 昭和四十五年十二月二十六日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 昭和四十五年十一月十八日執行の鳥取市議会議員選挙における当選の効力についての審査の申立てについて

雑 報

次に掲げる金品は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の2の規定により、一時保護を加えた児童の所持していたものであるが、この金品について返還請求権を有する者は、昭和45年12月25日から6箇月以内に申し出てください。

昭和45年12月25日

鳥取県中央児童相談所長

金品の名称	種類	数量	金額 時価	児童が金品を所持するに いたった経緯
ヘアブライジン 洋服ブライジン		各1本	50円 100	昭和45年4月29日午前10時 30分ごろ鳥取市川端東部生 協附近の角の店で窃取

メ	セ	帳	冊	時価	窃取日時
テーパーレコーダー	ブルッキングスペース ソノル入り	1冊	100	昭和45年5月3日午後1時ごろ鳥取市内場所不明で窃取	
電気ハンダゴチ	リスター カセット SR-T117 91204477	1台	13,000	昭和45年5月3日午後1時ごろ鳥取市内場所不明で窃取	
	宝山工業製作所 製品	1本	300	昭和45年5月3日午後1時ごろ鳥取市内場所不明で窃取	
	プラチナ14K	1本	1,000	昭和45年5月3日午後1時ごろ鳥取市内場所不明で窃取	

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第14条第4項の規定に基づき、役員の就任を次のとおり公告する。

昭和45年12月25日

地方職員共済組合理事長 松島五郎

(就任)

理事長 松島五郎(神奈川県総務部長)

理事(非常勤) 白根雄厚(静岡県総務部長)

〃 (〃) 丸山康雄(全日本自治団体労働組合
副中央執行委員長)

〃 (〃) 監事(常勤) 宮崎政雄(群馬県出納長)

〃 (〃) 〃 荒井栄吉(全日本自治団体労働組合財政局長)

〃 (〃) 〃 真柄栄吉(全日本自治団体労働組合財政局長)

(昭和45年12月1日付)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発所行

鳥取県鳥取市東町一丁目

鳥取県

【第一編一題四三四田(案案を在る)】